

第3回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨（2022年3月1日）

I 日時：

2022年3月1日（火）16:00～18:00

II 場所：

日本公認会計士協会 4階会議室／オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

（五十音順・敬称略）

八田進二（議長）、青克美、井上隆、梅津光弘、遠藤元一、大野和人、佐藤淑子、
前原康宏、弥永真生、西山香織（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会（説明者）

手塚正彦（会長）、西田俊之（常務理事）、高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、
山田雅弘（副委員長）

IV 議事要旨：

■ 「職業倫理に関する解釈指針」の改正について（倫理規則改正公開草案に対して寄せられたコメントの紹介を含む。）

(1) 「倫理規則」の改正に関する公開草案に対するコメントについて

担当常務理事から、2021年11月22日に公表した「倫理規則」の改正に関する公開草案に対して寄せられたコメントの概要について、適用時期、報酬、非保証業務、守秘義務に関するコメントを中心に説明がなされた。

【主なご意見】

<適用時期>

- 公開草案では、適用時期を2023年4月からとすることで提案されており、これに対して、賛成6名、反対1名ということであるが、適用時期を1年遅らせるべきとの反対コメントは的を射ていると考える。倫理規則の確定は2022年9月頃を予定していることからすると、2023年4月の適用開始まで周知の期間が短く、実務的な対応を行うのに期間が十分といえないのではないかと。
- 可能であれば、国際ネットワークに所属する大手の監査法人は早期適用した上で、問題の洗出しや対応策の検討を行い、本適用に備えるという形が望ましいのではないかと。

- 業務提供の時期や実務的な検討を要する期間も踏まえ、実務面で混乱が生じないようにするという観点から、最終的な適用時期を定めた方がよいと考える。

(質問への回答)

- 反対意見についても十分に検討させていただいたが、実務上対応できないという期間ではないと考えている。倫理規則の確定は9月頃を予定しているものの、既に公開草案で方向性を示すとともに、研修会の開催や雑誌等での解説記事の掲載や座談会の実施、ウェブサイトでの解説ウェビナーの掲載等の周知活動を早期の段階から実施してきている。また、実務上の取扱いを示す実務ガイドンスについても可能な限り早いタイミングで公開草案として示すことで、適用に備えていただくことを考えている。

<非保証業務>

- 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に非保証業務を同時提供する場合、自己レビューという阻害要因が生じる可能性があるときには、重要性にかかわらず、非保証業務の提供が禁止される方向感だと理解しているが、阻害要因が生じる可能性があるかどうかの解釈が不統一とならないよう、ガイドンスをできる限り早期に提供していただきたい。

(質問への回答)

- 可能な限り早期に、実務ガイドンスの公開草案を公表する予定である。公開草案は2段階で公表することを予定しており、非保証業務以外に関するものは4月頃、非保証業務に関するものは5月頃に公表できればと考えている。

(2) 「職業倫理に関する解釈指針」改正について

① 構成・付番方法の変更及び規範性¹⁾について

2021年11月22日に公開草案として公表した「倫理規則」の改正に伴い、「職業倫理に関する解釈指針」についても全面的な改正作業を行っており、新たに実務ガイドンスとして(仮称)「職業倫理に関するQ&A」(以下「Q&A」という。)を公表すべく検討を行っている。担当副委員長から、Q&Aの全体の構成や付番方法とともに、規範性について説明がなされた。Q&Aの規範性については、現行の「職業倫理に関する解釈指針」(規範性あり)を規範性のない実務ガイドンスに位置付けるとともに、現行の解釈指針のうち、規範性のある項目は倫理規則本体でJP項として取り込むという方針について説明がなされた。

¹⁾ 「規範性あり/なし」という表現は、会則第48条が規定する「会員が遵守すべき基準等」に該当するかどうかという意味で使用している。

【主なご意見】

- 組織的な付番方法では、倫理規則と同様に規範性を有していると誤解されるおそれがあるのではないかと。

(質問への回答)

- Q&A の冒頭に、本 Q&A の目的として、「倫理規則の解釈を示すとともに、適用上の留意点や具体的な適用の方法を例示し、実務上の参考として示すものである」旨や、「会員は、本実務ガイダンスを業務の参考にするに当たり、関連する倫理規則の要求事項を遵守し、適用指針を十分に勘案して対応する必要がある」旨を明記し誤解が生じないようにしている。
- 「倫理規則の解釈を示す」となると、規範性が強くなっていくように思われる。内容としては、倫理規則の解釈に当たって、参考となるような考え方を明示するものがほとんどであると思われるので、「解釈を示す」というより、少しやわらかい表現とした方が、Q&A の性格を表現できるのではないかと。

(質問への回答)

- ご指摘のとおり、倫理規則の解釈というよりも、どのように適用していくかの適用の仕方を説明したものであるため、表現については検討したい。
- Q&A の付番を体系的に整理いただくことは、非常に重要でわかりやすいと考える。現行の解釈指針に慣れている読者が、改正後の Q&A の体系に混乱しないよう、無理なく移行できるような措置を工夫いただきたい。

(質問への回答)

- 現行との対応関係が分かるように、新旧の Q&A の番号を比較したマッピング表を作成して公表することなどを考えている。
- 解釈指針、適用指針及び実務ガイダンスといった類似の言葉が多く、一読しただけではそれぞれがどのように繋がっているのかが読み取りにくい。それぞれの関連性を図示又は説明するものがあればわかりやすい。

(質問への回答)

- 公表物の名称としては、(仮称)「職業倫理に関する Q&A」とすることを考えているが、混乱のないように工夫したい。

- 同じような名称で、様々な種類の実務ガイダンスが公表されるのは混乱するため、あまり好ましくないと考える。

(質問への回答)

- 新たな Q&A を追加する必要がある場合には、実務ガイダンスの 2 号や 3 号を新設するのではなく、今回公表する(仮称)「職業倫理に関する Q&A」を改正し追加することで考えている。
- 改廃及び見直しやその手続について、実務ガイダンスとそれ以外の規範性のあるものでは扱いが異なるのか。どのようなきっかけで見直しを行い、どのような手続がされるのか確認したい。

(質問への回答)

- 倫理規則の改正は、有識者懇談会で意見を伺った上で、倫理委員会で議決を行い、それを踏まえ、役員会に上程した上で、基本的に年 1 回開催される定期総会において、会員による投票が行われ、改正が承認されるという形になっている。一方、実務ガイダンスは、有識者懇談会で意見を伺い、倫理委員会で議決を行った上で、役員会で議決を行い確定することとなる。
- 改正の契機としては、IESBA の国際基準に改訂があった際などに、日本に導入されるべき規定であるかの議論を行い、内容に応じて、倫理規則等に反映すべく検討を行っている。また、会員からの相談事例を受けて、実務の参考に資するものとして Q&A を追加することもある。

② 具体的な改正論点について

担当副委員長から、具体的な改正論点として、「報酬依存度が 5 年連続 15% を超える状況」に関する Q&A や、「報酬関連情報の開示」に関する Q&A について説明がなされた。

【主なご意見】

<報酬依存度が 5 年連続 15% を超える状況に関する Q&A>

- 報酬依存度が 5 年連続 15% を超えた場合に辞任するというルールについて、やむを得ない理由があるとして継続が認められるのは、公共の利益の観点から、極めて例外的な状況であることをガイダンス等で示していただき、過度な期待を持たれないようにした方がよいと考える。

(質問への回答)

- やむを得ない理由がある場合の例外規定は、地域的又は業種の観点から、後任

の監査人がいないという状況が想定されるだろうが、日本のように交通網が発達しており国土も狭く、リモート環境が整った国に後任がいないという状況は考えにくいことから、例外規定に対する期待を持たせるような書きぶりにならないよう検討したい。

- 公共の利益の観点からやむを得ない理由があるかどうかは、毎年判断を行い、日本公認会計士協会との協議及び同意の取得を行う必要があるということか。

(質問への回答)

- 6年目にやむを得ない理由が認められた場合であっても、7年目も同様の事情が認められるのか、8年目も同様かの議論が毎年必要ということである。ただし、この例外規定が適用されるのは極めて例外的な状況であるため、誤解のないように表現を工夫したい。
- 報酬依存度が15%を超過する状況が6年に到達するまでに協議を行うことが重要であり、監査業務の依頼人と協議する期間を十分に設け、日本公認会計士協会からも早めに協議を推奨する働きかけをしてもらうことが望ましい。

(質問への回答)

- 会計監査人選任の実務のスケジュールも踏まえ、表現を検討したい。
- 報酬依存度が5年連続15%を超えた場合に辞任するというルールについて、年数のカウントは、適用開始以降の時期から起算をするということと理解した。5年連続15%に抵触しないように、日本公認会計士協会でも指導やサポートを行っていただきたい。

<報酬関連情報の開示に関する Q&A>

- 報酬関連情報の開示については、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である場合に求められるが、この社会的影響度の高い事業体には、上場会社のほか、有価証券報告書を提出していない会社も含まれる。そのような場合、会計事務所等が報酬関連情報の開示を監査報告書で行うのは難しいのではないか。

(質問への回答)

- 社会的影響度の高い事業体には、上場会社のほか、非上場の保険会社等も含まれる。有価証券報告書の提出義務のない会社の場合には、一般の上場会社等と異なり、監査報告書の入手可能性が低くなっていくことから、関係委員会とも調整し、実態を把握した上で、報酬関連情報の開示場所について検討を行って

いる。

- 報酬関連情報の開示場所について、倫理規則では複数の例が挙げられているものの、Q&A では監査報告書が適切となっているのは、どのように解釈すればよいか。

(質問への回答)

- 開示場所としては、監査報告書での開示が推奨されるが、倫理規則上、監査報告書だけではなく、ウェブサイトや透明性報告書などにおいて同時に開示することも妨げないという趣旨である。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上